

## 不利益処分

処分名	県営土地改良事業の分担金の徴収
根拠法令	奄美市土地改良事業分担金徴収条例
所管課	農林水産課

### 1 処分の内容

市負担額の2分の1以下の範囲内で、受益者の受益面積を事業施行地域内  
受益面積で除して得た割合に負担金の総額を乗じて得た額を徴収する。

(ただし、総事業費の5%以内の額とする。)

### 2 処分の要件

事業施行地域内につき、土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加  
する資格を有する受益者